

## 【学校早期再開に向けて】

	早期再開までの流れ	応急教育に向けた流れ
1 日目	災害発生 児童生徒の安全確保 第一次避難場所への誘導 児童生徒・教職員の安全確認 災害対策本部設置 第1次被害状況の調査	職員会議 EARTH 要請
2 日～7 日目	教育委員会との協議・調整 ↓ 第2次被害状況の調査 1 児童生徒の被災状況調査 2 教科書・学用品不足状況調査 3 児童生徒や保護者への声かけ 4 被災時動静との避難先確認 ↓ 教育委員会への報告 ↓ 教育委員会等との協議調整 1 応急教育計画の作成・カリキュラムの作成 2 応急教育の教材確保 3 間借り先関係校の選定 4 間借り先相手校との調整 ↓ 応急教育の実施 (避難が長期になる場合) ↓ 避難所支援活動の縮小・解消 1 避難所の自主防災組織・防災部局との協議・連携 2 学校再開のお知らせ作成	<b>職員会議（2日目）</b> 被害児童生徒の情報 教職員の仕事分担 児童生徒の心のケア 教材教具の確保  <b>職員会議（3～4日）</b> 学校再開に向けて 授業形態の検討 職員の役割分担の明確化  <b>職員会議（4～5日）</b> 児童生徒現状確認・共有 避難所運営状況 施設設備応急修理 校舎の状況確認 通学路の確認  <b>職員会議（5～6日）</b> 校舎使用可否 転出児童生徒状況の確認 授業実施形態の検討 教職員役割分担の確認 (授業再開他)  <b>職員会議（6日～7日）</b> 応急教育計画の策定 学校再開のお知らせの配布・周知 学校再開準備
8 日目	学校再開 ↓ 教育委員会・関係校との協議・調整	応急教育の実施

## 【応急教育について】

阪神・淡路大震災で避難所になった学校や施設が大きな被害を受けた学校では、教室の確保、通学路等の安全確保、教職員の避難所運営の負担軽減など様々な制約条件を克服しながら、学校再開にこぎつけた。

当初は、短縮授業や午前・午後の二部授業、他校の校舎を利用しての間借り授業であった。そのような不自由な学習環境であったが、被災した児童生徒にとって学校が再開され日常生活を取り戻すことは、同時に安定した心を取り戻すきっかけとなった。学校再開は、児童生徒の心のケアの上からも重要な意味を持っていた。

(学校防災マニュアル：平成24年度改訂版より)

## 【おさえておきたいこと】

- 1 実際には、避難所を運営しながら学校再開への準備等を行わなければならない。
- 2 避難所と学校は共存できる。(早期の学校再開のためには共存しなければならない)